

# 住民税(市・県民税)・固定資産

## ■固定資産税

### Q1.「固定資産税」ってなに?



A.固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日といいます)において、高浜市内に土地、家屋および償却資産(総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その価格をもとに算定される税額を納める税金です。



### Q2.「固定資産」って具体的にはどんなもの?



A.固定資産とは次のようなものをいいます。

土地	田、畑、宅地、池沼、山林、原野、雑種地など
家屋	住宅、店舗、工場、事務所、倉庫など
償却資産	工場、店舗などで使用されている構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具など



### Q3.どんな人が納めるの?



A.固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者で、土地、家屋および償却資産について固定資産課税台帳に所有者(納税義務者)として登録されている人です。  
※1月2日以降に土地、家屋及び償却資産の所有者が変わったり、家屋を取り壊したりした場合でも、税額や納税義務者は変わりません。その年度分の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税され、納税をすることになります。



### Q4.固定資産税ってどうやって計算するの?



A.固定資産を評価します。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われます。市町村長がその価格を決定します(固定資産評価額)。その価格をもとに課税標準額※1を決定します。

**課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額** となります。

※1 課税標準額…課税標準額は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。ただし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の急増を緩和するための負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。なお、市内で同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、表の金額に満たない場合は、課税されません。

(例) 土地の課税標準額の合計が40万円、家屋の課税標準額の合計が15万円の場合、土地のみが課税されることとなります。



土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円



### Q5.高浜市の固定資産税の税率は近隣市より高いの?



A.近隣市と税率を比較してみると…

	高浜市	安城市	刈谷市	碧南市	知立市
固定資産税(%)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4



### Q6.「都市計画税」ってなに?



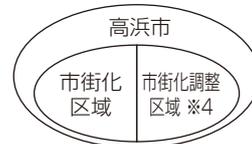
A.都市計画税は、都市計画区域※2のうち、市街化区域内※3にある土地および家屋の所有者に対して課税される目的税です。都市計画税は、道路や公園などの整備及び下水道事業などに使われています。

※2 市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を県知事が指定しています。高浜市は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市とともに5市で衣浦東部都市計画区域に含まれ、高浜市の全域が都市計画区域に含まれています。

※3 既に市街化となっている区域や、今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

※4 自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制すべき区域です。この区域内においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限されます。また、納税通知書は固定資産税と都市計画税を合わせて送付されます。

(衣浦東部都市計画区域)



### Q7.都市計画税の税額は?



A.都市計画税課税標準額 × 税率(0.3%) = 税額 となります。



### Q8.高浜市の都市計画税の税率は近隣市より高いの?



A.近隣市と税率を比較してみると…

	高浜市	安城市	刈谷市	碧南市	知立市
都市計画税(%)	0.3	0.3	0.3	0.25	0.3

